

びょうき しょう りゆう
病気や障がい理由に

こどもができなくなる手術などをうけた人・

おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人とご家族へ

くに かね
国からお金をうけとれます

きゅうゆうせい ほ ご ほ う ほしやうきんとうしきゆうほう
「旧優生保護法補償金等支給法」について

○令和6年10月に法律ができました。

○この法律には本人の気持ちをきかれることなく
こどもができなくなる手術などをうけたり
おなかの中の赤ちゃんをうめなくされ
心やからだに大きな苦しみや痛みをうけた
方々に対してお金を払うことを定めています。

○被害をうけた方々に対して国はせきんを
みとめふかくしゃざいしています。

せいきゅう きげん
請求期限

れいわ ねん がつ にち
令和12年1月16日

きゅうゆうせい ほ ご ほ う そうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこうせいさく かんせんしやうたいさくか
場所：大分県 健康政策・感染症対策課

そうだん
相談するところ

8：30～17：15

げつよう きんよう
月曜から金曜

やす しゆくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始



でんわ そうだん
電話相談

097-506-2760

そうだん
メール相談

sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735



おおいたけん
大分県
ホームページ

*相談窓口に来たいときは先に連絡をしてください。

*手話通訳・車椅子など必要な方はおしらせください。



かね

お金を うけとる こと が できるの は どのような 人 ですか。

ひと

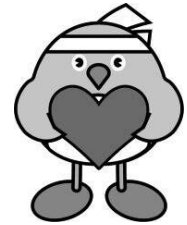
◇昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 まで の間に
手術 など を うけた 人 です。

●補償金(手術をうけた人1500万円 手術をうけた人の結婚相手500万円)

- ・こども が できなくなる 手術 を うけた 人
- ・こども が できなくなる 手術 など を うけた 人 の 結婚相手
- ※本人 が 亡くなっ ている 場合 には その 家族 が うけとる こと が できます。

●優生手術等一時金(320万円)

- ・こども が できなくなる 手術 を うけた 人
- ※補償金 を うけた 場合 も うけとる こと が できます。



●人工妊娠中絶一時金(200万円)

- ・おなか の 中 の 赤ちゃん を うめなく された 人
- ※優生手術等一時金 を うけた 場合 は うけとる こと が できません。



かね

お金を うけとる 手続き の しかた や ききたいこと ことは
どこで おしえて くれますか。

てつづ

◇わからない ことは 旧優生保護法相談窓口 に きいて ください。

連絡先 は おもて側 に かいて います。

◇だれか 手伝って くれる 人 が いなくても 安心 して 相談 して ください。

◇希望 が あれば 手続き を 弁護士 が 無料 で お手伝い します

きゅうゆうせいほ ご ほ う そうだんまどぐち

旧優生保護法相談窓口



097-506-2760

おおいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくか
大分県 健康政策・感染症対策課